

嘉麻市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例

嘉麻市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（平成 24 年嘉麻市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

本則の改正規定中「20人」を「18人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。